

る状況である。

- 全国大会では、限られた期間で全国一位を決めなければならないため、トーナメント方式が主流となっている。

このような大会は、高いレベルの生徒が切磋琢磨する機会となっており、優れた才能を有する者の早期発掘や競技力向上等に寄与してきた。一方で、以下のような課題が指摘されている。

- ・ 全国一位に至るまで「上を目指す」仕組みとなっており、生徒や保護者、指導者が、より上を目指そうとして、練習の長時間化・過熱化やそれによる怪我や故障を招いている。中には、勝利至上主義による暴言や体罰、行き過ぎた指導等が生じる一因となっている。

また、多くの学校の運動部が、日本中体連が主催する全国大会を目標としているため、スポーツを楽しむことを重視する生徒や複数のスポーツ等を経験したいと考えている生徒にとって、ふさわしい活動内容の運動部活動があまり見られない状況もある。

- ・ 生徒は、練習だけでなく試合を通じて、スポーツの楽しさを経験し、スポーツへの意欲を高め、技能を向上させるが、トーナメント方式が主流であるため、約半数のチームが1回戦で敗退することになる。このため、多くのチームにとって、試合を通じて得られる貴重な成長の機会を確保できなくなっている。さらに、一度でも試合に負けると、大会から敗退することになるため、チームの中で技能の高い者がレギュラーとして固定され、レギュラーの負担が過重となる一方で、他の多くの生徒が補欠として試合に出場できず、同じチーム内でも試合を通じた成長の機会が大きく偏る状況が生じやすい。また、ミスが許されないため、のびのびとプレイすることができず、スポーツの楽しさを感じにくい状況も生じやすい。
- ・ ブロック大会や全国大会への出場に際しては、移動や宿泊等による心身の負担は重く、交通費や宿泊費等の金銭的な負担も重くなる。

- 今後の地域でのスポーツ環境としては、中学校等に在学する3年間の活動で一定の競技成績を出すことを重視するよりも、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための基盤となる資質・能力を継続して育成できるものが望まれる。そのため、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や一つの運動種目だけでなく複数の運動種目のスポーツを経験したい生徒向けの活動などが充実されていくことが望まれるところであり、このような活動にふさわしい成果発表の場の確保が必要となる。

②求められる対応

- 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や、一つの運動種目だけでなく複数の運動種目のスポーツを経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会の整備を進めるため、国から、JSPO や各競技団体等に対して、これらの生徒向けの都道府県や市町村単位での大会の開催を要請するとともに、引き続き、一定規模の大会には創設・開催のための支援を行う必要がある。
- 中学校等の生徒の中には高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒もあり、そのような生徒が日頃の練習の成果を発表する場の確保も必要であり、各競技団体等において、上述の大会とのバランスは見直しつつ引き続き大会を開催していくことが必要である。

(3) 全国大会の意義についての検討

①現状と課題

- 中学校等の生徒向けの全国大会については、発育発達途上にある生徒にとって運動部活動をはじめとするスポーツ活動の過熱化や練習時間の長時間化等を招くとともに、参加する生徒の心身の負担や保護者の金銭的な負担につながっているとの指摘もある。

②求められる対応

- 少子化や学校の働き方改革の進展、学校に代わって地域においてスポーツに親しめる環境が整備されていく方向性を踏まえ、スポーツ関係団体等において、中学校等の生徒向けの全国大会は、生徒にとってどのような意義があるのかを改めて議論し、意義が認められる場合にはその意義を踏まえて、生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制などについて検討する必要がある。
また、全国大会の開催回数は、生徒の心身の負担や保護者による金銭等の負担が過重にならないようになるとともに、学校生活との適切な両立を前提として、運動種目毎に適正な回数に精選するべきである。
そのため、国から、JSPO や各競技団体、日本中体連等に対して、関係者で協議して今後の全国大会の在り方の検討を要請する必要がある。
- 中学校等の生徒向けの大会の将来的な在り方として、例えば、スポーツに親しむことやスポーツを通じた生徒間の交流等を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会が開催され、生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにとってふさわしい場を選択できるようにしていくことが考えられる。
サッカーやバスケットボール等においては、スポーツを日常的に関わるものとするためリーグ戦の導入や、能力に応じて誰もがスポーツを楽しめる環境を作るため、能力別にリーグを分けるなどの改革を進めている。

今後の大会全般の在り方についても、国から、JSPO や各競技団体、日本中体連等

に対して、関係者で検討するよう要請する必要がある。

(4) 大会に参加する生徒の安全確保

①現状と課題

- 学校がまとまった休みとなる夏季休業の期間に開催される大会が多く、それらの大会では、酷暑の中での過密な試合日程となり、発育発達途上にある生徒の心身への著しい負担が生じているとの指摘がある。
- 雨天が続くなどの天候不順により大会日程が過密になり、試合が連続することや、休養日が確保できなくなることがあり、大会に参加する生徒の身体に過重な負担が生じることがあるとの指摘もある。

②求められる対応

- 中学校等の生徒は発育発達の途上であり、また個人差も大きいことから、参加する生徒の健康と安全を守るため、国から JSPO や各競技団体、日本中体連等に対して、中学校等の生徒向けの大会の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保することや、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けるよう要請する必要がある。
- 夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、国から JSPO や各競技団体、日本中体連等に対して、各運動種目の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）¹⁵等の客観的な数値を示すよう要請する必要がある。
- あわせて、国から、JSPO や各競技団体、日本中体連等に対して、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会を最後まで実施することだけにこだわらず、試合数を減らしたり、大会を途中で打ち切ったりするなど、生徒の体調管理を最優先にすることを要請する必要がある。

¹⁵ 暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標で、①温度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標。（環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>）

21 未満では「ほぼ安全」とされているが、21 以上では「熱中症による死亡事故が発生する可能性がある」、25 以上では「熱中症の危険が増す」28 以上では「熱中症の危険性が高い」、31 以上は「特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。」とされている。(JSPO「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」)

2. 大会引率や運営に係る教師の負担の軽減

(1) 大会参加の引率

① 現状と課題

- 中学校等の生徒が参加する大会の多くは休日（教師の勤務を要しない日）に開催されており、こうした休日の大会に生徒を引率して、試合中の指導に当たる者として、まず「教師」が想定されているが、試合中の指導に熱意を持ってあたる教師もいる一方で、休日に引率することに負担を感じている教師もいるのが実態である。
- このほか、非常勤の地方公務員となる「部活動指導員」や、ボランティアを含めた「外部指導者」が想定されるが、部活動指導員が配置されている運動部においても、部活動指導員だけで引率せず、教師も同行していることもあり、このような体制では部活動指導員の配置が教師の負担軽減につながっていないとの指摘がある。
- また、日本中体連が主催する大会においては、日本中体連の定める「全国中学校体育大会開催基準」により、集団競技については外部指導者の引率は認められておらず、個人競技についても外部指導者が引率できるのは「校長・教師・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合」に限定されている。
- さらに、一部の地方公共団体においては、外部指導者による引率を認めておらず、適切な外部指導者がいたとしても、教師が引率せざるを得ないところもある¹⁶。

② 求められる対応

- 大会への生徒の引率について、ガイドラインを改訂し、部活動指導員を配置している部については、大会の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、生徒数が多いことなどから移動の際の安全確保のために、複数の者で引率する必要がある場合であっても、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を規定する必要がある。
- 日本中体連主催大会において、教師の負担軽減のため、集団競技においても外部指導者による引率を可能とすることが望ましい。また、個人競技においても、校長・教師・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とすることが望ましい。
そのため、国は、日本中体連に対して、大会参加資格の緩和と併せて、引率規定の見直しを図るよう要請する必要がある。

¹⁶ 教師が引率する場合には、各都道府県の条例・規則等に基づき、大会引率に係る教員特殊業務手当が支給されることとなっている。

(2) 大会運営への従事

① 現状と課題

- 大会運営は、大会主催者である団体等の責任により行われるものであり、大会運営への参画は中学校等の教師の本来の職務ではない。

しかし、中学校等の参加する大会では、大会参加に当たって大会運営への協力が求められる大会もあり、そのような大会では、大会準備・運営の多くを教師が担っている実態がある。これらの大会においては、教師は、大会への生徒の引率だけでなく、顧問となっている運動部の試合がない日であっても、大会における審判や会場設営等の運営に携わっており、負担を感じている教師もいる。また、このような場合に、大会運営に従事することは、教師の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にある。

- このように、大会運営についてはこれまで教師の献身的な働きにより支えられてきた面が大きいが、学校のみならず社会全体で働き方改革が求められる中、課題を整理し、教師の関与の在り方などを見直していく必要がある。

② 求められる対応

- 大会運営は、大会主催者である団体等に所属する職員により担われるべきであり、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ団体等に外部委託をしたり、アルバイト等を雇用したりして補充すべきである。そのため、国から、日本中体連や各競技団体等に対して、大会運営の体制について適切なものになるよう見直すことを要請する必要がある。

- 一方で、大会主催者として、大会に参加するチームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求めることも考えられる。そのような場合は、大会主催者は、運動部の顧問や地域スポーツチーム等の指導者に対して、大会主催者のスタッフとなることを委嘱し、大会主催者の一員として大会に従事することを明確にすべきである。適切な教師の労務管理の観点から、教育委員会や校長において、教師が服務上の扱いが曖昧なままで大会運営に従事することのないよう、服務監督を行うべきである。また、大会運営に従事することにより報酬を得る場合には、兼職兼業の許可を得る必要がある。そのため、国から、教育委員会に対して、適切な服務監督を行うよう要請する必要がある。

- 教師の中には、競技団体の役員等に就任して日頃から競技団体等の活動に意欲をもって従事している者もあり、そのような者が大会運営に従事することが、生徒の成果発表の場となる大会を開催する上で不可欠な場合もある。

競技団体の役員等に就任して日頃から競技団体等の活動に従事している教師が、競技団体の役員等の立場で適切な報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を得る必要がある。

国は、ガイドラインを改訂し、このような役員等である者を含め、教師が報酬を得て大会運営に従事する場合には、教育委員会は、本人の意思、学校における業務への影響の有無、教師の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかりと確認した上で、兼職兼業の許可を判断すべきことを示す必要がある。

- また、スポーツイベントにおいて、選手をサポートしたり運営を補助したりするスポーツボランティアの役割が高まっており、中学生等の大会の運営も重要な活躍の場となり得る。中学生等の大会を主催する団体は、JSPO と公益財団法人笛川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークによるスポーツボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図るべきである。これにより、スポーツボランティアに携わる人々の活躍の場が拡大するとともに、個々のスポーツイベントにとどまらない継続的な活動につながることが期待される。

第7章 地域スポーツにおける会費の在り方

学校の運動部活動においては、各運動部において部費等として、部員である生徒から、大会参加費や備品・用具の購入代金、中体連や競技団体等の登録料等に充てるため一定の金額を集めている。ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。

今後、中学校等の生徒が、地域においてスポーツ活動に参加する際には、所属するスポーツ団体等に会費を支払うこととなるが、学校の運動部活動の部費と比べて金額が上がることが想定される。

そのため、適正な額の会費の在り方等について整理するものである。

1. 適正な額の会費の在り方

①現状と課題

- 前述の通り、学校の運動部活動においては、部費等として一定の金額を集めているが、比較的低廉な額となっている。
- 地域のスポーツ団体等でスポーツを行う場合は会費の支払いが生じることとなる。自分が所属する地域のスポーツ団体等に対して会費を支払うことは、スポーツ団体等が継続的・安定的にスポーツ活動の機会を提供していくために必要なことであるが、会費が保護者にとって大きな負担となるような額となると、スポーツ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れがある。

②求められる対応

- 地域のスポーツ団体等の会費については、適正な運営のために必要な額を設定する必要があるが、保護者にとって大きな負担とならないよう、中学校等の生徒を対象とするスポーツ活動を行う団体等に対して、学校等の施設について低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したりするなど、地方公共団体や国からの支援を行う必要がある。

地方公共団体からの支援の財源については、企業版ふるさと納税を活用している事例もあり、企業等からの支援を受けることも考えられる。また、地域のスポーツ団体等が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する運動施設の利用やスポーツ用具の寄附等の支援を受けられる体制を整備することなども考えられる。

- 指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、家庭の経済状況にかかわらず、会費の負担自体や、部費と比べて金額が上がることに強い抵抗感を示す保

護者が出てくることも想定され、保護者の理解を得ていく必要がある。

- 地域のスポーツ活動に参加する生徒やその保護者、地域住民について、一方的にサービスを享受する消費者、受益者という立場ではなく、地域のスポーツ団体の運営者や指導者等と共に地域において質の高いスポーツ活動を維持し、より良い環境をつくりしていく一員であるという意識を醸成していく必要がある。

また、地域のスポーツ団体等の会費は、サービスの対価という趣旨だけでなく、地域で活動するスポーツ団体等の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していく必要がある。

そのため、例えば、多世代が会員となっているスポーツ団体では、全体の会費収入も活用して中学校等の生徒をはじめとする児童生徒の会費は低額なものとすることや、生徒やその保護者の代表者も、所属するスポーツ団体等の運営に積極的に参画できるようにするなどの取組を進めることが考えられる。

- また、地域のスポーツ団体等においては、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うことが求められる。

2. 運動部活動に要する費用の徴収方法等

①現状と課題

- 学校によっては「部費」を集めずに、代わりに PTA 会費の中に部活動支援等の項目を設けて、保護者から集めた資金の一部を、各部の大会参加費や備品・用具の購入代金、中体連や競技団体等の登録料等に充てている場合がある。この場合、直接部費を払っていないため、「部活動は無料である」という誤解を保護者や生徒に生じさせていのではないかとの指摘がある。

また、PTA 会費からの充当は、部活動に入っていない生徒の保護者も部活動に要する費用を負担していることになるため、事前の理解や了解を得ていない場合には、公平性の観点から課題ではないかとの指摘がある。

②求められる対応

- 運動部活動に係る費用の徴収方法については、保護者の理解が得られるよう適切なものとしていく必要がある。このため、特に PTA 会費から充当する方法とした場合には、保護者に対する事前の説明と理解を得るとともに、運動部活動に参加していない生徒の保護者には返金するなどの対応を行う必要がある。

3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

①現状と課題

- 経済的に困窮する家庭においては、地域のスポーツ団体等への会費を支払うことが難しく、スポーツ活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でもスポーツに親しむ機会を確保することは重要な課題である。

②求められる対応

- 経済的に困窮する家庭の生徒のスポーツ活動を支援するため、例えば、各地方公共団体において、こうした家庭に対するスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めることが考えられる。このような各地方公共団体での取組に関し、国による支援方策についても実現に向け検討する必要がある。

第8章 保険の在り方

これまで、学校の運動部活動で生じた怪我等については、JSC の災害共済給付制度により補償されてきた。一方、地域のスポーツ団体等における活動は、災害共済給付制度ではなく、スポーツ安全保険など民間の保険制度を活用してきた。これらを踏まえ、運動部活動の地域移行後も、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるよう、保険の考え方等について整理するものである。

1. 保険の加入

①現状と課題

- 地域のスポーツ団体等における活動については、災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要がある。あわせて、自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。
- また、指導を受ける生徒だけでなく、指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、指導者も保険加入が望まれる。

②求められる対応

- 国は、JSPO や各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や障害のある生徒を含む会員の保険加入を強く促す必要がある。その際、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険にも加入するよう促す必要がある。
- 各競技団体においては、競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料であるスポーツ保険を選定し、各競技団体への加盟に当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする必要がある。

2. 保険の補償内容

①現状と課題

- スポーツ保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険などがあるが、災害共済給付制度による補償内容とスポーツ安全保険との補償内容を比較すると、スポーツ安全保険には賠償責任保険が含まれるなど、補償内容が手厚い面がある。一方で、死亡や後遺障害が生じた場合の補償では、災害共済給付制度では死亡は 3,000 万円、第 1 級の後遺障害では 4,000 万円となっているが、スポーツ安全保

險では、それぞれ 2,000 万円、3,000 万円となっており、補償額が低くなっている。

②求められる対応

- 地域でスポーツを行う生徒やその保護者が安心できるよう、災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要がある。そのため、国から、公益財団法人スポーツ安全協会に対して、補償内容の充実を要請する必要がある。

第9章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

現在、大半の中学校等で運動部活動が設置・運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっているものが少なくないが、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域におけるスポーツ環境の整備充実に伴い、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される。現在行われている運動部活動は、地域移行が完了するまでの間に過渡的に設置・運営されるものと認識されるべきであり、その認識に沿って運動部活動の見直しを図っていく必要がある。

こうした学校の運動部活動の見直しに当たっては、関連する制度等についても併せて検討していく必要があり、特に、生徒のスポーツ環境や学校運営等に大きな影響を与えることになる学習指導要領、高校入試、教師の採用選考等の3点について整理するものである。

1. 学習指導要領について

大半の中学校等で運動部活動が設置・運営され、運動部であればおよそ6割の生徒が加入している状況も踏まえ、部活動は教育課程外の活動ではあるが、現行の中学校学習指導要領の総則にその意義や留意点が規定されている。

今後、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される中、こうした運動部活動の地域移行の進捗状況等を踏まえながら、中学校学習指導要領の総則の部活動に係る規定についても適切なタイミングで検討・見直しを行っていく必要がある。

(1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な運動部活動の運営

昭和26年に制定された中学校学習指導要領において、特別教育活動としての「クラブ活動」の規定は設けられたが、部活動の規定は特になかった。その後、昭和52年改訂の中学校学習指導要領において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある」として、「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」である部活動について、適切に実施できるよう配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、部活動の意義や留意す

べき事項が初めて設けられ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と規定された。これは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（中央教育審議会答申・平成20年1月）によれば、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から設けられたものである。

平成29年の改訂においては、平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようとするものとする」旨が追記された。

なお、地域移行後の生徒のスポーツ活動については、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができる面もあり、また、スポーツ基本法上、スポーツの教育的意義として、「とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるもの」とされているとおり、「スポーツ」の一環として位置づくものである。こうした理念の実現に当たっては、行政のみならず、スポーツ団体等や学校・家庭・地域の相互の連携・協働が求められる。

①現状と課題

- 上述の通り、平成元年の改訂において正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替とするとができると規定されていたことも影響して、「クラブ活動」が廃止されたにもかかわらず、一部の学校においては、部活動に生徒全員を強制加入させるような、部活動の本来の趣旨とは異なる運用が行われている¹⁷。
- 現行の中学校学習指導要領に部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならず、また教師が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もある。
- 中学校学習指導要領においては、「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、運動部活動は、特に教科の保健体育との関連が図られる必要がある。現行の中学校の保健体育科においては、運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有できることや、共生の視点を重視して改善を図

¹⁷ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」（平成29年度）では、生徒の運動部活動への所属方針について、公立中学校の30.4%が「全員が所属し、活動も原則参加する」としている。

ることが重視されている。

今後の運動部活動は、このような視点を重視した活動とし、スポーツを楽しみたいと思っている生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒などがより参加しやすい活動としていく必要がある。

- また、現行の中学校の保健体育科においては、小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに、自らが更に探求したい運動などを選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び「体育理論」をすべて履修させ、第3学年では「体つくり運動」及び「体育理論」を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることとされている。

今後の運動部活動は、こうした中学校学習指導要領に定められている保健体育科の教育課程編成の考え方を参考にして、3年間で幅広い経験ができるよう、複数の運動種目にも取り組むことができるようしていく必要がある。

②求められる対応

- 今後、中学校等において運動部活動が設置・運営される場合には、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が、どの中学校等においても実施される必要がある。そのため、以下のような課題や留意事項について、国から通知を発出するとともに、必要に応じて学習指導要領総則解説編に明記し、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要がある。

- ・ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不適当であること
- ・ 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること
- ・ 地域移行が完了するまでの間に運動部活動を実施する場合には、学校の業務として行われるが、必ずしも教師が担う必要のない業務であり、教師に限らず部活動指導員や外部指導者など適切な指導者の下で行われるものであること
- ・ 運動部活動においては、スポーツを楽しみたいと思っている生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を行うこと
- ・ 教科の保健体育科の教育課程編成の考えに則り、運動部活動でも複数のスポーツ等を幅広く経験できるようにすること

その際、文化や科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること

- ・ 地域の人々の協力、体育館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと
- ・ 例えば、地域でのスポーツ環境の整備充実に資するよう、地域のスポーツ団体等と協力して、その中学校等の生徒だけでなく、近隣の中学校等の生徒や地域住民も一緒にスポーツを行う活動を行う等の工夫を行うことが考えられること

（2）中学校学習指導要領の次期改訂における見直し

①現状と課題

- 現行の中学校学習指導要領における部活動に関する規定は、多くの学校で部活動が設置・運営されていることを前提としたものとなっている。
今後、少子化や学校における働き方改革の進展、地域におけるスポーツ環境の整備充実に伴い、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれるため、このような状況に合致したものとする必要がある。

②求められる対応

- 現行の中学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第5 学校運営上の留意事項」において、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に、学校が行うカリキュラム・マネジメントや学校評価、部活動等に係る留意事項が規定されており、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、家庭や地域の人々とともに生徒を育んでいく観点から家庭や地域社会との連携等が規定されている。
- 学習指導要領は、およそ 10 年に一度改訂されており、中学校学習指導要領は直近では平成 29 年に改訂されている。今後、地域におけるスポーツ環境の整備が進められ、地域においてスポーツや文化活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、そのための体制整備の状況も見据えながら、次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を抜本的に見直すことも検討する必要がある。
- 今後、部活動はどの学校においても必ず設置・運営されるものではなくなり、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間に設置・運営される場合を想定して、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項については、例えば、削除することや、地域のスポーツ等の

環境が整備されるまでの間、中学校等に設置・運営される部活動の規定であることを明確化し、そのような部活動に求められる留意事項を規定することなども考えられる。

- また、今後、地域におけるスポーツ環境の整備が進められ、学校に代わり地域においてスポーツ活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、学校は、こうしたスポーツ環境を目指すメンバーの一員として、家庭や地域のスポーツ等に関わる人々とともに生徒を育んでいくことがより求められていく。

そのため、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、例えば、学校は教育課程の編成及び実施に当たっても、地域におけるスポーツ団体等と連携・協働を深める旨を規定することなども考えられる。運動部活動の地域移行に伴って、中学生等のスポーツ機会を損失する事がないよう、それぞれの主体が連携・協働していくことが必要である。

2. 高校入試について

高校入試は、実施者である各都道府県や学校毎に仕組みが異なるが、大きく分けて、主に学力検査や面接、調査書等により合否を判定する一般入試と、スポーツや文化、理数などで卓越した能力を持つ者等を選抜する推薦入試に分かれる。

入試については、平成31年中教審答申において、「一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等も検討すべきである」と指摘されており、改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域におけるスポーツ環境の整備充実に伴い、学校部活動に代わり、地域においてスポーツ活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、学校外での活動も含めて、どのように高校入試で評価していくことがふさわしいのかを検討する必要がある。

(1) 一般入試

①現状と課題

- 従来、入試においては、学力検査や各教科の成績のみならず、学校部活動を含めた学校内外の諸活動を評価の対象とすることを可能とし、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価したりし、これを活用していくことが求められてきた。

一方で、学校部活動や地域のスポーツ活動等（以下「学校部活動等」という。）における活動歴や大会成績は、学習成績と異なり、各都道府県の入学者選抜実施要領等において評価基準や配点等が決められておらず各高等学校の裁量に委ねられている事例が多い。また、各高等学校において評価する場合であっても、その配点等について公

表されている場合もあれば、公表されていない場合もある。そのため、一般入試において、実際に評価の対象となっているのか、評価の対象となっている場合にはどのように評価されているのかなどについては、中学校等や生徒、保護者にとって、必ずしも明確にはなっていない状況がある。

- また、中学校等において作成される調査書についても、学校部活動等の活動歴や大会成績等の簡略な記述であることが多く、調査書の記載のみでは、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは困難である。

- 学校部活動等の活動歴や大会成績が、入試における合否判定の資料の一つである調査書に記載されることや面接等においてアピールできる材料となることなどから、生徒や保護者が高校入試の際に有利になることを過度に期待して、大会で良い成績を出すことを求め、学校部活動の過熱化や長時間化を招いている一因となっているとの指摘もある。

また、生徒や保護者が高校入試の際に不利になることを危惧して、実際には学校部活動への加入を希望していないにもかかわらず、形式的に加入することや、途中で退部や他の部に移りたいと思っていても、3年間同じ活動を継続する事例があるとの指摘がある。

- 他方、調査書の作成は記載内容に間違いがないよう、作成には細心の注意が払われるため、学校部活動等の状況を調査書に記載するに当たっては、生徒が所属する部活動の顧問や生徒自身から丁寧に情報収集を行っている。

現在でも、調査書にはボランティア活動等、校外での活動も記載するものとされているが、スポーツ活動について、今後は地域で参加する生徒が増えていくことが想定される中、従来、部活動の顧問等から行っていた情報収集を校外から行わなければならず、評価の見直しに当たっては、教師の負担の増加にも配慮が必要である。

②求められる対応

- 高校入試において、各高等学校の定める入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえて、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは重要である。このため、学校行事や生徒会活動等の特別活動や学校部活動、地域でのスポーツ活動等の学校内外での活動を通じて主体的に学んだことやそこから見えてくる生徒の長所、個性や意欲、能力を、進学動機や進学後に学びたいこと、将来の進路希望などの関連も含めて、多面的に加点方式で評価していくことは有意義である。
- しかし、調査書に記載される簡略な学校部活動等の活動歴や大会成績のみの記述では、多面的な評価を実施するには不十分であると考えられる。学校内外の活動については、調査書における記述のみならず、生徒による自己評価資料（例えば、進学動機

や進学後に学びたいこと、これまで主体的に取り組んだことなどを記述した資料)や、面接や小論文など入試全体を通じて、生徒の個性や意欲、能力を多面的に評価していくことが望ましい。

- このように入試全体を通じて多面的に評価する前提の下、調査書に学校部活動等について記載する際には、単に活動歴や大会成績だけではなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力(例えば、自ら取り組もうとする意欲や態度、責任感、協調性など)に言及するなど、記載を工夫する必要がある。

ただし、今後、学校部活動から地域のスポーツ活動に移行した際には、地域のスポーツ活動における生徒の状況の把握等が必要になることを踏まえ、必要以上に調査書の記載量を増やさないよう留意するなど、調査書の作成に伴う教師の負担を考慮することも必要である。

- また、生徒や保護者が、学校部活動等における活動歴や大会成績が高校入試で評価されると認識していることによって、自主的・自発的な活動である学校部活動等の本来の趣旨を損なうような状況になってしまふことは改めなければならない。

- 高校入試の実施者である都道府県教育委員会等に対しては、これらのことと踏まえ、学校部活動等の学校内外における活動の高校入試における評価の在り方について、こうした課題も踏まえて検討するよう、国から指導助言する必要がある。

あわせて、高校入試において学校部活動等の諸活動をどのように評価するのか、評価の観点や配点等について入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページ等において明示し、生徒や保護者の正しい理解を促進することを指導助言する必要がある。なお、その際には、調査書における学校部活動等の活動歴や大会成績を機械的に点数化することなく、また、学校部活動等に参加していないことや、途中で退部や他の活動に移ったことをもって、高校入試の評価において不利に取り扱うことのないことも併せて周知すべきである。

(2) スポーツに関する能力を評価する推薦入試

①現状と課題

- 一部の高等学校においては、スポーツに関する能力を評価する推薦による選抜(以下「スポーツ推薦入試」という。)を実施し、大会成績や実技検査などを基にして選考している。
- こうした選抜に関連して、スポーツ推薦入試による高校進学を目指している一部の生徒やその保護者が、大会の成績にこだわり、中学校等や運動部活動の顧問に対して長時間にわたる練習や頻繁な大会参加、優れた指導者の配置などを求め、運動部活動の過熱化を招いているとの指摘がある。また、そのような運動部活動に、スポーツを

楽しみたいと思っている生徒や運動が苦手だがスポーツをしたいと思っている生徒等も参加している場合、それらの生徒が望む活動とはかけ離れたものとなってしまうことがある。さらに、スポーツ推薦入試での高校進学を目指す生徒は、スポーツに関する能力が高くチームの中心的役割を担うなど、その保護者も含めて、運動部活動の運営への影響力が強く、他の生徒や保護者の意見や、顧問の考えが排除されてしまうこともあり得る。

- また、スポーツ推薦入試により高等学校に入学した生徒が、高校入学後に怪我などで十分な能力を発揮できなくなってしまった場合は、学校や運動部活動での居場所がなくなり、退学したり不登校となってしまったりする事例があるという指摘もある。

②求められる対応

- 学校の運動部活動は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒など、どの生徒にとっても活動しやすい場であるべきである。一方、スポーツ推薦入試による高校進学を目指すような生徒にとってふさわしい高度な練習ができる環境を確保し、高い大会成績を重視した活動を行うことは、学校の運動部活動の趣旨・目的と必ずしも一致するものではない面があると考えられる。特に公立中学校等では指導体制や施設設備を整える観点からも困難な面がある。
- そのため、中学校等においては、スポーツの能力が卓越しており大会での成績を重視する生徒や保護者から、学校の運動部活動に対して様々な要望があっても、学校の運動部活動の趣旨・目的に照らして、十分応えられないことがあることを理解してもらう必要がある。
- 一方で、そのような生徒にとってふさわしい活動ができる場を確保することも大切である。そのため、地域においてこれらの生徒にふさわしい活動がない場合には、各地方公共団体において、地域の競技団体等と連携・協力して、速やかに地域におけるスポーツ環境の整備を進める必要がある。
- スポーツ推薦入試を経て入学した生徒が、怪我等の理由によりスポーツを継続できなくなった場合であっても、高等学校は、その生徒が卒業まで高等学校で学習を続けられるよう学習面や精神面でのケアなどをしっかりと行っていく必要がある。
 そのようなケアが不十分であると認められる高等学校については、学校設置者からその高等学校に対して、適切なケアを提供できる体制を整えるとともに、対応が不十分な場合にはスポーツ推薦入試の実施を見直すなど、設置者として適切に管理監督を行う必要がある。

3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について

平成31年中教審答申において、「教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべきである」とされている。こうした観点から、教師の採用や人事配置等の改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展に伴い、学校に代わり地域でスポーツ活動等に参加する生徒が増えていくことが想定される。また、地域移行が完了するまでの間、維持される学校の運動部活動においても、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定される。このような状況を踏まえて、教師の採用や人事配置等における部活動指導に係る能力や意思等の評価の在り方などを見直していく必要がある。

①現状と課題

- 教師の採用においては、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や使命感、責任感等を総合的に評価して選考されている。これまででは教師が部活動指導を担うことが多いため、都道府県及び政令市教育委員会における公立中学校等の教師の採用選考においては、部活動指導に係る意欲や指導できるスポーツ・文化活動などについて、面接や志願書類などを通じて把握し、評価しているところもある。
 - しかし、今後は、学校に代わり地域でスポーツ活動等に参加する生徒が増えていくとともに、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定され、教師が運動部活動の指導に直接従事する機会は減少していくことが見込まれる。
そのため、教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなり、本人の意欲や能力と、採用後に教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる恐れがある。
 - 既に採用され勤務している教師についても、平成31年中教審答申でも指摘されているように、意識改革を進めるため、教師の人事配置や人事評価において、部活動に係る意欲や能力を過度に評価しないようにしていく必要がある。
- 本来、教師の人事配置については、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や実績等を踏まえて適材適所で配置先が決められるべきである。一方で、教育課程外である部活動指導に係る能力や大会成績等の実績が、学習指導等に係る能力や実績よりも重視されて配置先の学校が決められている事例や、人事評価においても、部活動指導に係る能力や大会成績等が過度に評価されている事例もあるとの指摘があ

る。そのため、教師の中には運動部活動の大会成績等の実績をあげるために、運動部活動に過度に注力する者もいるとの指摘がある。

- このほか、特に新規採用の教師については、教師として必要な資質能力を身に付けることが重要であるため、初任者研修や学校内研修、授業の準備や評価等のための十分な時間が確保できるよう、部活動指導においても配慮する必要がある。また、育児や介護等の事情により、部活動指導が困難な教師への配慮も必要である。

②求められる対応

- 公立中学校等の教師の採用選考に当たっては、学校における運動部活動の状況や地域におけるスポーツ環境の整備状況等も踏まえ、面接等に際して、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価（部活動で指導できるスポーツや文化活動の種類や、経験のない活動も含めて顧問として部活動の指導をする意思があるかどうかを聴取するなど）している場合は、今後、見直す必要がある。
そのため、国から各都道府県及び政令市教育委員会に対して、公立中学校等の教師の採用選考に当たり、部活動指導に係る意欲や能力等について評価していることがあれば、学校における運動部活動の状況や地域におけるスポーツ環境の整備状況等も踏まえ、適切に見直していくよう指導助言する必要がある。
- 教師の人事配置において、部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価しないようにしていく必要がある。そのため、公立中学校等の教師の人事配置に当たり、部活動指導に係る能力等を過度に評価していることがあればそれを改めていく必要がある。
- 教師の人事配置に当たり部活動指導に係る能力等を過度に評価せずにすむよう、部活動指導員の配置を進めるとともに、生徒が地域でスポーツ活動に参加できる環境の整備充実を積極的に進めていく必要がある。
- このほか、教師として必要な資質能力を身に付ける必要のある新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化することも必要である。

第10章 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の在り方

学校における運動部活動については、これまでにも数次にわたる改革が行われたことで、現在改善が図られつつあるものの、活動内容や時間、指導体制、地域との連携協働等については、依然として大きな課題を抱えている。このため、まずは、休日における運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校における運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

地域におけるスポーツ環境の整備が進んでいるところでは、地域のスポーツ環境の整備に注力して、できるだけ速やかに休日の運動部活動の地域への移行を進めが必要である。一方で、地域におけるスポーツ環境の整備に一定の時間が要することが見込まれるところでは、教育委員会や中学校等において、地域におけるスポーツ環境の整備充実を進めるとともに、学校の運動部活動について、そのまま維持するのではなく、改善を速やかに進めることが必要である。

そのため、地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の改善の方向性等について整理するものである。

1. 誰もが参加しやすい運動部活動

①現状と課題

- 第1章の2.(2)で述べた通り、運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境が身近にあれば参加したいと考えている生徒も多い。
- 学校は運動部への所属の有無にかかわらず、全ての生徒の教育に責任を負っており、生徒の心身の健全な育成の観点からは、現在運動部に所属している生徒だけでなく、運動に苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒などにとっても参加しやすい活動が確保される必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、各教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること
 - ・ 生徒の多様なニーズに応えるため、複数のスポーツを経験できる活動や体力つくり、あるいは楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置すること
 - ・ 地域にある学校種を超えて、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携

を深めること

2. 複数の活動を経験できる活動日数や時間

①現状と課題

- 学校の部活動は、学習指導要領に定める通り、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意されなければならず、運動部活動は、特に教科の保健体育との関連が図られる必要がある。

現行の中学校学習指導要領の保健体育科の規定においては、前述のとおり、第1学年及び第2学年で、「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させ、第3学年では「体つくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることとされている。

- 一方で、運動部活動の実態としては、学校を入学して間もなく特定の運動種目の部に入ると、3年間同じ運動種目の部で活動し続けることがほとんどである。これは、中学校等の生徒の発達の段階を踏まえて学習指導要領に定められている保健体育科の教育課程編成の考え方とは必ずしも一致していない。

- 多くの運動部活動は、活動日数が多く、1日の活動時間も長いため、運動部に所属する生徒は、たとえ他のスポーツや文化、科学分野の部活動や地域での活動などにも興味関心を有し、参加したいと考えても、他の活動には参加することが難しい状況にある。

②求められる対応

- 教育委員会や学校においては、学校の運動部活動について、保健体育科の教育課程の考えに則り、例えば、シーズン制の導入など、運動部活動でも複数のスポーツ等を幅広く経験できるようにする必要がある。

- 運動部の活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の運動種目だけでなく、文化や科学分野の部活動や地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする必要がある。

3. 活動時間の適正化

①現状と課題

- 平成30年にスポーツ庁はガイドラインを策定し、医・科学的な観点も踏まえ、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること等を定めた。

- しかし、活動時間や休養日について、必ずしもガイドラインが守られていない事例も見られ、生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要がある。あわせて、学校の働き方改革の観点も踏まえ、休日の運動部活動の地域移行を進めていく必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、国や教育委員会、学校において実施していく必要がある。
 - ・ 国においては、改めて各都道府県教育委員会等に対してガイドラインの遵守を強く要請すること
 - ・ 国においては、ガイドラインの時間を大きく超過している教育委員会には個別に指導・助言すること
 - ・ 教育委員会、学校においては、競技志向の強い一部の生徒や保護者の意見等が重視され、活動時間が長時間化している実態もある中、運動が苦手な生徒や障害のある生徒などでも参加しやすい活動とするため、競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、休養日や活動時間を設定すること

4. 指導体制の見直し

①現状と課題

- 学校の働き方改革の進展により、運動部活動の指導や大会引率を教師に担わせる体制は継続が困難であり、教師に頼らない指導体制としていく必要がある。特に競技や指導の経験がない教師や指導を望まない教師が、指導に従事する必要のない体制を速やかに整備する必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 部活動指導員を確保するとともに、教師を伴わず部活動指導員単独による指導を行うことにより、各中学校等において、教師ではなく、部活動指導員が顧問となり、指導や大会引率を担える体制を構築すること
 - ・ 部活動指導員が確保できない場合には、教師を顧問とするものの外部指導者を配置し、教師が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築すること
 - ・ 指導を望む教師が指導に従事する場合、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、時間外在校等時間が月45時間、年360時間の上限を超えることがないよう、外部指導者も配置することや活動時間の見直しなどの必要な環境整備をすること
- 部活動指導員や外部指導者の配置ができず、指導を望む教師もいない運動部活動に

については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施などにより、生徒にとって適切なスポーツ環境を確保する必要がある。

- 行政や小・中学校等、地域スポーツ団体等の関係者で今後の対応を協議し、中学校等の実情を踏まえて、まずは休日の地域におけるスポーツ環境の整備充実を速やかに進めるなどの対応が必要である。
- 部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、地方公共団体において、域内におけるスポーツ関係団体等の協力を得ながら、スポーツ指導者の発掘・登録に努め、中学校等からの求めに応じてスポーツ指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援が必要である。また、スポーツ関係団体等において、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める必要がある。
- なお、国立の中学校等においても、学校等の実情に応じて積極的に指導体制の見直しに取り組むことが望ましい。また、私立の中学校等においても、公立学校における働き方改革等の取組も参考にしながら、教師の負担軽減に考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

5. 地域のスポーツ団体等との連携・協働

①現状と課題

- 第1章の1. で述べた少子化や運動部活動の小規模化の状況や学校の働き方改革の観点等を踏まえると、中学校等だけでは生徒のスポーツの機会を確保することが困難となっており、中学校等と地域のスポーツ団体等との積極的な連携・協働が必要であるが、十分ではない状況が見られる。
- 地域移行の取組が進められている間は、学校の運動部活動と地域のスポーツ機会の両方が存在するため、大会参加資格が緩和され地域のスポーツ団体等の参加を認めていく際には、学校の部活動として参加を希望する場合と、地域のスポーツ活動として参加を希望する場合があり得る。このため、競技毎の特性等も踏まえつつ、大会毎に適切な出場資格ルールの設定を行うことなどを通じて、生徒の大会参加の機会が円滑な形で確保されるよう配慮していく必要がある。

②求められる対応

- 各市町村や地域において、行政、中学校等、スポーツ団体等が現状や課題を共有し、今後の地域におけるスポーツ環境の在り方等について話し合う場を設けていく必要がある。
- 中学校等と地域のスポーツ団体等との連携・協働を進め、生徒のスポーツに親しむ

機会を確保するため、以下のような取組を、教育委員会や学校において実施していく必要がある。

- ・ 中学校等では、運動部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること
- ・ 地域で実施されている運動種目と同じ運動種目の運動部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことが十分考えられることから、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること
- ・ 休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ団体等と連携して地域のスポーツ団体等が主体で活動する日を増やしていくこと

○ 移行期において学校の運動部活動と地域のスポーツ機会の両方が存在する状況においては、勝利至上主義を助長することは避けつつ、大会参加機会を失わないよう、参加登録の在り方等について、統一した取扱いが必要である。

○ なお、受け皿となるスポーツ団体等が確保できない場合は、当面、拠点校方式による合同部活動の実施等により、生徒のスポーツ機会を確保することも考えられる。

第11章 休日の運動部活動の地域移行の達成時期の目途について

令和2年9月に文部科学省から示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度から休日の運動部活動の段階的な地域移行について図ることが方向性として示されている。一方で、休日の運動部活動の地域移行の達成時期については、示されてはいない。

本章では、休日の運動部活動の地域移行を達成する目標の時期を示すことにより、各地方公共団体における計画的な取組を促進する効果が期待できることから、地域移行の達成時期について整理するものである。

①現状と課題

- 各地域におけるスポーツ環境の整備状況等が異なり、令和3年度にスポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」の実践をしている地域においても、スポーツ環境の整備状況等には差がある。一方、どの実践事例においても、地方公共団体や地域スポーツ関係者、学校関係者等が熱心に取り組まれた結果、この1年間で一定の成果をあげており、今後継続的に取り組むことにより、地域におけるスポーツ環境の整備充実は大きな成果をあげることが期待される。
- 少子化の進展による運動部活動への影響は今後ますます大きくなることが見込まれるとともに、学校の働き方改革を進めることにより教師の勤務環境の改善を実現することは喫緊の課題である。このため、できる限り速やかに地域におけるスポーツ環境の整備を進めていく必要がある。
- 国や都道府県から何らかの時期の目安が示されないと、一部の地方公共団体において、運動部活動改革は先送りされて本格的に取り組まれなくなる恐れがあるとの指摘もある。
- ただし、休日の運動部活動の地域移行の達成時期については、各地方公共団体において、地域のスポーツ環境の整備状況が異なるため、比較的短期間に生徒のニーズに合ったスポーツ環境の整備充実を進められる地域もあれば、時間を要する地域も存在することに留意することも必要である。

②求められる対応

- 中山間地域や離島等は、地域でのスポーツ環境の整備充実に向けて、他の地域と比べて時間を要することが見込まれるが、こうした地域を除き、休日の運動部活動の地域移行を概ね達成する目標時期を示すことが望ましい。

- 目標時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域におけるスポーツ環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の運動部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが考えられる。
- 国は、この目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改訂し、休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけ、すべての都道府県において、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定することを規定することが適当である。

なお、地方公共団体により、合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す必要がある。
- 改革集中期間においては、国として、各地方公共団体における取組に対して特に積極的に支援し、着実に取組が進められるようにすることが必要である。また、国及び都道府県は、各地方公共団体における進捗状況を定期的に調査し、課題のある市町村等に対しては、その原因や対策などについて指導助言する必要がある。
- 改革集中期間終了後は、国は、各都道府県を通じて、休日の運動部活動の地域移行の取組の成果や課題を集約するとともに、その結果を適切に評価し、必要な対策を講じていく必要がある。

なお、こうした休日の運動部活動の地域移行が概ね達成された後、平日の運動部活動についても地域移行を進めていくことが想定されるが、今後、休日における地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。

その際、今回の運動部活動の地域移行の目的及び目指す姿と照らし合わせて、適切な枠組みのもとで検証を行うことにも留意する必要がある。
- 国及び地方公共団体は、改革集中期間終了後において、運動部活動の地域移行に関する進捗状況等の適切な評価・分析結果に基づき、継続して地域のスポーツ環境の充実に取り組む必要がある。そのため、引き続き、国、都道府県及び市町村並びにJSPOをはじめとしたスポーツ団体等においては、それぞれの役割を明確にした上で、持続的に取り組むことが可能となるような体制を整備する必要がある。

終わりに

運動部活動は、長年にわたり中学校等において設置・運営され、多くの生徒が参加してきたことから、中学校等における教育活動として重要な要素となってきた。また、指導に熱心な教師や支援に力を入れてきた保護者、自ら運動部活動を体験してきた学生や社会人などの国民の間においても、その在り方については関心が高くなっている。

そのため、運動部活動改革は、これまでも様々な課題が指摘され、改革も図られてきたが、抜本的な見直しには至らずに今に至っている。

現在、多くの地域において、少子化の進展により学校の運動部活動は持続可能ではないという危機感が共有されてきている。また、社会全体で働き方改革が進められている中、学校の働き方改革を進めていかなければならないという機運も醸成されている。運動部活動の在り方の抜本的な改革を進める上では、今が最大のチャンスであり、また今後の少子化の急速な進展などを考慮すると、最後のチャンスであるとも言える。

本検討会議では、このチャンスを活かさなければ、将来にわたり子供たちにスポーツに親しむ機会を確保していくことはできなくなるという強い思いや覚悟を持って検討を重ねてきた。

もちろん、運動部活動改革を進めていく中では、様々な困難な課題が待ち受けることが想定される。しかし、子供たちのスポーツ環境を整備充実していく責務があり、スポーツの振興に向けて子供たちにとって模範となるべき我々スポーツに関わる者としては、困難な課題があるからといって改革の歩みを止めてしまうことは、あるべき姿ではない。今回の提言については、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、地域の実情等に応じて、多様な実践が積み重ねられていくことを期待したい。

本提言を踏まえ、今後、スポーツ庁や各地方公共団体等においては、JSPO や各競技団体、中体連、スポーツ団体、企業や大学等の幅広い関係者の協力も得て、地域におけるスポーツ環境の整備に必要な措置を着実に実施するとともに、検討会議に参画した関係団体はもちろん、その他の関係する団体等においても、本提言の内容を着実に実施することを求めたい。

また、文化部活動の地域移行の在り方については、別途、文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」にて議論中であり、今年 7 月を目途に提言がとりまとめ予定となっている。スポーツ庁や各地方公共団体等においては、こうした動向とも連携しつつ、取組を進めることを求めたい。

あわせて、現段階では多くの関係者において運動部活動に対する考え方には温度差や濃淡があると考えられることから、特にスポーツ庁において、地方公共団体、関係団体・機関、国民等に対し、運動部活動の地域移行に関する取組の趣旨・内容等について丁寧に説明・発信することを望みたい。